平成18年３月10日

１．出席議員

1	番	徳村	博紀
2	番	伊東	茂
3	番	福井	正
4	番	水頭	喜弘
5	番	橋爪	敏
6	番	山口	瑞枝
7	番	中村	雄一郎
8	番	橋川	宏彰
10	番	北原	慎也
11	番	寺山	富子
12	番	岩吉	泰彦
13	番	井手	常道
14	番	青木	幸平
15	番	中村	清
16	番	谷口	良隆
17	番	中島	邦保
18	番	吉田	正明
19	番	谷川	清太
20	番	松尾	征子
21	番	中西	裕司
22	番	小池	幸照

２．欠席議員

9 番　森田　峰敏

３．本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中	義明
局長補佐	坂本	芳正
管理係長	迎	英昭

４．地方自治法第121条により出席した者

市長	桑原允彦
助役	出村素明
総務部長	唐島稔
市民部長	坂本博昭
産業部長	山本克樹
建設環境部長	江頭毅一郎
企画課長	北村建治
総務課長	北村和博
財政課長	藤田洋一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長	中村和典
税務課長	北御門敏則
福祉事務所長	迎和泉
保険健康課長	井手譲二
農林水産課長	平石和弘
商工観光課長	福岡俊剛
都市建設課長	中川宏
環境下水道課長	藤家敏昭
まちなみ活性課長	松浦勉
水道課長	井手清治
会計課長	森久幸
教育長	小野原利幸
教育次長兼庶務課長	中橋孝司郎
生涯学習課長兼中央公民館長	中村博之
同和対策課長兼 生涯学習課参事	谷口秀男
農業委員会事務局長	一ノ瀬健二
監査委員	植松治彦

平成18年３月10日（金）議事日程

開　議（午後１時）

日程第１	議案第21号	平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第５号）について（質疑、討論、採決）
日程第２	議案第22号	平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について（質疑、討論、採決）
日程第３	議案第23号	平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第１号）について（質疑、討論、採決）
日程第４	議案第24号	平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について（質疑、討論、採決）
日程第５	議案第25号	平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第３号）について（質疑、討論、採決）
日程第６	議案第26号	平成17年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第２号）について（質疑、討論、採決）

午後１時　開議

○議長（小池幸照君）

ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第１　議案第21号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第１．議案第21号　平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第５号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第21号　平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第５号）について、御説明を申し上げます。

別冊の平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第５号）で御説明いたします。

今回の補正は、本年度予算の最終補正として、今年度実施してまいりました各種事務事業の確定したものと、また、未確定のものにつきましては、最終の見込みによりそれぞれ増減調整してこれを編成いたしております。

なお、歳入のうち、地方譲与税の一部、自動車取得税交付金、特別交付税などにつきまし

ては、現時点では未確定でございますので、年度末に例年のように専決処分による補正をいたすことも想定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書１ページをごらんください。

第１条第１項　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 105,073千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,358,022千円といたしております。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、２ページから10ページまでの「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第２条　地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用をお願いする経費は、11ページの「第２表　繰越明許費」のとおりでございます。

第３条　地方債の追加、変更は、12ページと13ページの「第３表　地方債補正」のとおりでございます。

２ページから10ページまでの説明は省略をいたします。

11ページをごらんください。

第２表　繰越明許費につきましては、県営事業の工事期間の調整関係などから、年度内に完成が見込めないことが明らかとなりましたので、13款．諸支出金の水道事業会計出資金を地方自治法第 213条第１項の規定により、平成18年度に繰り越して使用することをお願いいたすものでございます。

12ページをごらんください。

第３表　地方債補正につきましては、追加分として、今回急傾斜地崩壊防止事業が起債事業として認められたところから、新規計上いたしております。

13ページの変更分でございますが、街なみ環境整備事業と消防施設整備事業につきましては、事業費の確定による増減調整で、臨時財政対策債は歳入歳出の状況を勘案し、限度額まで借り入れをいたしております。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算（第５号）説明書に基づき御説明を申し上げます。14ページから17ページの説明は省略いたします。18ページをごらんください。

歳入でございますが、固定資産税につきましては、償却資産の調定見込み額の増でございます。

19ページをごらんください。

所得譲与税は、剰余額の確定により増額をいたしております。

20ページの地方消費税交付金は、収入額が堅調に推移しておるところから、今回10,000千円を増額いたしております。

21ページをごらんください。

地方特例交付金につきましては、交付額の確定による増額でございます。

22ページの地方交付税は、国の補正予算の関係で普通交付税の調整戻しがあったことから

増額をいたしております。これによりまして、普通交付税は 3,411,582千円となっております。これは前年比較1.9%の増でございますが、臨時財政対策債との合計額では、逆に1.4%のマイナスとなっておるところでございます。

23ページをごらんください。

この１項．分担金と24ページの２項．負担金につきましては、歳出事業費の見込みによりまして、説明欄の各分担金、負担金を増減調整いたしております。

25ページをごらんください。

１項．使用料につきましては、説明欄の各種施設使用料について、26ページの２項．手数料につきましても、説明欄の手数料につきまして最終見込みにより増減調整して計上いたしております。

27ページをごらんください。

この27ページの13款．国庫支出金、１項．国庫負担金から33ページの14款．県支出金、３項．県委託金までは、説明欄の負担金、補助金などにつきまして歳出事業費の確定や決算見込みに伴い、それぞれ増減調整いたしております。

34ページをごらんください。

１目．財産貸付収入につきましては、普通財産の貸し付け額の確定に伴い減額し、２目．利子及び配当金は、公共施設建設基金など各種基金利子を決算見込みにより増減調整いたしております。

35ページをごらんください。

１目．民生費寄附金は、匿名により高齢者福祉関係への指定寄附をいただいておりまして、寄附者の意思をしんしゃくしながら、後年度に歳出予算化することといたしております。

５目．衛生費寄附金は、株式会社森永様からの環境美化の指定寄附をいただいたことに伴う計上でございます。

36ページの基金繰入金のうち、財政調整基金につきましては、今回１億円減額いたしております。この基金につきましては、当初予算編成段階での収支不足調整として４億円を繰り入れて計上いたしておりましたが、歳入における所要額の確保、歳出における経費の節減といった全庁的な努力の結果、最終的には平成12年度以降、６年連続して財政調整基金の取り崩しを回避できる見込みとなりました。

そのほか、ふるさと創生基金と減債基金につきましては、それぞれ歳出事業費の確定などから減額をいたしております。

37ページをごらんください。

１目．水道事業会計繰入金は、一般会計で集中管理いたしております経費の確定に伴う水道事業会計からの繰入金の増額でございます。

38ページの19款．諸収入の２項．市預金利子から41ページの５項．雑入までにつきまして

は、説明欄の事務事業について直近までの収入実績及び今後見込みを勘案し、それぞれ増減額いたしておりますが、そのうち主なものを申し上げます。40ページをごらんください。

３目の教育費受託事業収入につきましては、執行分の分譲マンション予定地の埋蔵文化財発掘調査委託金を新規に計上いたしております。

41ページをごらんください。

６目．雑入の４節．雑入では、市町村振興宝くじのサマージャンボ及びオータムジャンボの収益金の交付金を新規に計上いたしております。

43ページをごらんください。

１項．市債につきましては、12ページと13ページの第３表　地方債補正で御説明いたしましたように、１目．土木債から５目．臨時財政対策債までの補正でございます。現計予算額777,200千円に17,200千円を追加し、補正後の額を 794,400千円といたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

歳出につきましては、事務事業費の確定、あるいは確定見込みにより、それぞれの費目を増減調整いたしておりますが、そのうち主なものを申し上げます。45ページをごらんください。

１目．一般管理費につきましては、３節．職員手当等のうち職員退職手当で、当初予算計上４人分に今回３人分を増額計上いたしております。

４目．財産管理費では、次のページの25節．積立金で、今回の補正によります財源調整の結果、後年度の投資的事業の財源とするため、公共施設建設基金に利息分の積み立てを含めて50,120千円増額いたしております。

55ページをごらんください。

１目．社会福祉総務費では、28節．繰出金で、国民健康保険基盤安定負担金等の確定に伴い、財政支援対策繰出金を減額いたしております。

58ページをごらんください。

１目．高齢者福祉総務費につきましては、17節．公有財産購入費で、土地開発基金で取得しておりましたシルバーワークプラザの土地建物の買い戻し経費を計上し、19節．負担金補助及び交付金では、杵藤広域介護保険負担金について、介護保険給付費が当初見込みより減となったことから減額いたしております。

また、25節．積立金では、歳入のところで御説明いたしておりましたが、高齢者福祉事業への寄附金を地域福祉基金へ積み立てることといたしております。

59ページをごらんください。

２目．保育所運営費につきましては、民間保育所への入所見込み人員の減や、特別保育対策事業の確定見込みによる減額補正でございます。

62ページをごらんください。

３目．老人保健費では、健康診査事業などで受診者が見込みを下回ったことなどから、13節．委託料を減額し、28節．繰出金では、老人医療費が増嵩しているところから、その決算見込みにより老人保健特別会計への繰出金を増額いたしております。

64ページをごらんください。

１目．清掃総務費では、19節．負担金補助及び交付金で、杵藤広域ごみ処理施設へのごみ持ち込み量が当初計画より減少したことや、衛生施設組合の管理経費の節減などにより、減額いたしております。

２目．廃棄物処理費の11節．需用費では、ごみ袋の在庫調整の関係で購入費を増額いたしております。

67ページをごらんください。

３目．農政事業費では、19節．負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金が補助基準の見直しによりまして、比較的大きな減となっております。

５目．園芸振興費では、次のページの19節．負担金補助及び交付金で、アスパラ選果機の導入事業経費の確定により、強い農業づくり交付金事業を減額いたしております。

71ページをごらんください。

１目．水産業振興費は、19節．負担金補助及び交付金の漁業経営構造改善事業補助金で実施しておりますノリの協業化施設の事業確定による減額補正などでございます。

72ページの２目．商工業振興費では、22節．補償補填及び賠償金で貸し付け実績の確定により保証料を増額し、次のページになりますが、28節．繰出金では、谷田工場団地特別会計繰出金を増額いたしております。

76ページをごらんください。

３目．道路新設改良費は、事業費の確定見込みによる増減調整でございますが、13節．委託料では、市道大崎～矢答線のＪＲへの委託工事費などを次年度に送ったため、比較的大きな減額となっております。

79ページをごらんください。

１目．都市計画総務費では、28節．繰出金で公共下水道事業特別会計の総務管理経費や浄化センター管理経費などについて、最終見込みにより減となったことから、一般会計繰出金を減額いたしております。

２目．街路事業費では、19節．負担金補助及び交付金で、街路井手～西葉線の県営事業負担金を増額いたしております。

80ページの５目．まちなみ活性化事業費では、15節．工事請負費で八宿小公園の事業費確定により、19節．負担金補助及び交付金の近代化遺産保存事業につきましては、翌年度での実施としたことから、また、街なみ環境整備事業の家屋修景補助金は、該当者が辞退されたことから、それぞれ減額いたしております。

91ページをごらんください。

６目．文化財保護対策費では、執行分の天神遺跡の発掘調査費を新たに計上しておりますが、永吉良遺跡と皿山遺跡の発掘調査費などを精算見込みにより大きく減額したことなどから、目全体では減額となっております。

96ページをごらんください。

２目．利子につきましては、16年度借り入れの長期債利率を当初予算では 2.2％で予定いたしておりましたが、これを下回る利率で借り入れたことなどから、減額いたしております。

97ページをごらんください。

14款．予備費につきましては 3,586千円を減額し、補正後の金額を30,149千円といたしております。

98ページから 100ページまでの給与費明細書、 101ページ、地方債の現在高調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で平成17年度一般会計補正予算（第５号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。５番橋爪敏君。

○５番（橋爪　敏君）

５番の橋爪でございます。簡単に２点だけお伺いをしたいと思います。

48ページに全国かしまサミットということで、これ61千円減額されておりますが、大体「かしま」市、「かしま」町のつく全国の市町村でかしまサミットということをずっとやってこられたと思いますが、大体来年、18年度からは中止というようなことも聞いておりますが、何年ぐらいこのかしまサミット、17年度までやってこられたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

ちょうど17年度のサミットで、全部で全国で６市町ある中、ちょうど２回りをしたわけです。ですから、12年間実施してきたということになります。

○議長（小池幸照君）

５番橋爪敏君。

○５番（橋爪　敏君）

12年間やってこられたということでございますが、大体市長が16年ですから、その途中からということでございますが、どういうふうな成果がこの鹿島市にもたらされたのかお伺い

をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

この12年間の主な成果ということですけれども、特に一番の成果は、それぞれの市町が人的な交流を深めることによって、そういった関係が密になったということですね。そしてまた、その年々で一つずつテーマを設けまして、その実施についていろんな会議の中で決定をしていきまして、特に大きな成果といいますのは、例えば、災害時にはそれぞれのお互いの「かしま」と名のつく市町が助け合っていきましょうとか、そういった協定を結んで、実際災害等が起こったときにはお見舞いとかなんとかをしたとか、そういう経過だと思っております。

○議長（小池幸照君）

５番橋爪敏君。

○５番（橋爪　敏君）

そしたら、来年度からはもうこれは民間でもしない、全然、合併する市町村が多いわけですから、しないということになるわけですかね。それでいいでしょうか。――はい、わかりました。

それでは、続きまして、67ページですね……

○議長（小池幸照君）

答弁があります。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

行政のサミットというものは中止しますけれども、民間はこれまでの経過を踏まえて、自分たちで今後も行いたいということで決定されたようです。

○議長（小池幸照君）

５番橋爪敏君。

○５番（橋爪　敏君）

ありがとうございました。

それでは、次に、67ページに中山間地域等直接支払制度交付金が34,121千円減額されておりますが、このことについては、私も一般質問でお伺いしましたが、若干時間が足りませんでしたので、きょうはちょっとお伺いをしたいと思いますが、先ほどの説明では、補助基準の見直しでこれだけ減額になったという説明がありましたが、補助基準はどのようなものが変わったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

補助基準の見直しということですけれども、第２期対策ということになりまして、通常の維持管理活動、これが従前の８割単価ということで交付をされることになりました。それで、１期対策の16年度までの交付金単価を受け入れるためには、それに加えて、通常の維持管理活動に加えまして、認定農業者の育成、あるいは共同機械の利用と、そういった生産活動を加えてすると、そういう条件で10割単価というのが大きな改正点であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

５番橋爪敏君。

○５番（橋爪　敏君）

ただいま御説明いただきましたが、共同作業とか、ちょっと今言われた加算措置ですね、加算措置があれば、10割負担と、こういうことになるわけですが、今までの通常の荒廃園の防止とか、あるいは道路、あるいは水路の管理ですれば８割と。そのほかに必須条件、あるいは選択要件を加算していけば10割と、こういうことになっているようですけれども、今、加算措置をされた面積ですね、集落、こういうのはどうなっておるでしょうか。全体が幾らで、そして加算措置をして、10割もらっているところがどれくらいということがわかれば、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

加算措置の10割単価の対象集落は８集落でございます。全体で36集落あるんですけれども、そのうち８集落が10割の単価の交付対象ということになります。全体の対象面積が 1,213ヘクタールですけれども、８集落の対象面積については、ここに今、市が持ち合わせておりませんので、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

５番橋爪敏君。

○５番（橋爪　敏君）

36集落で８集落が10割ということで、あと残りの28集落は、前と比べると８割ということになるわけですね。来年からあとまだ４年間あるわけですから、この28集落を10割に持っていってもらえるような指導ということはどういうふうに考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

平たん部と比べますと、やっぱり中山間地になるほど、今、担い手がこのままどうなるのか、また、高齢化の進みぐあいというのも中山間地域の方がやはり懸念をされると思います。したがいまして、やっぱり特に集落づくりについて、しっかりした話し合いというのが必要じゃなかろうかと思います。そこで、私たちの考え方といたしましては、そういったできるだけこういった交付金を使って話し合いがしっかりできるような環境づくり、こういったものが必要じゃなかろうかと考えますので、県内、県外ですね、交付金の使い道、活用の仕方については、いろいろな工夫をされております。したがいまして、県内外のいろいろな使い方、こういった優良事例と申しますか、そういったものを情報を提供しながら、できるだけ話し合いを進めていただくと。そうすることによって10割単価の条件でございます認定農業者の育成だとか、担い手をどうするだとか、それからまた、コストを下げるための機械料の共同機械をやろうじゃないかと、そういった話し合いができると。そのことによって交付金が10割のものに少しでもつながるんじゃなかろうかというふうに考えますので、そういったことで考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

５番橋爪敏君。

○５番（橋爪　敏君）

現在では、この 100％交付金、自己負担がほとんどないわけですから、こういう制度はほかにないと思うわけです。そういうことで、できるだけ交付金が鹿島市内に交付されますように、ひとつ御指導方お願いして終わります。

○議長（小池幸照君）

４番水頭喜弘君。

○４番（水頭喜弘君）

４番水頭でございます。１点だけお伺いいたします。

ページは41ページの雑入の新市町村振興宝くじ収益金交付金のことについてお伺いいたします。

これについては、僕も一般質問でお伺いいたしましたけれども、ちょっと最後にお願いも兼ねて質問いたします。

これは、ここの市町村振興宝くじが今回収益金の配分が、基金積み立ての当面の中止ということで、市町村へ交付ということでサマーがこの36,773千円、それからオータムが 4,410千円予算計上されております。今回初めてこれが雑入として入ったんですけれども、その中

でちょっとお尋ねいたしますけれども、これは当然、この前も言ったとおり、地方財政法第32条の規定によるこの事業で総務省令に定めるところによって10項目ですか、この中で、ここの中で使ってくださいということで上げてあります。

このサマーとオータムは違って、サマーの場合には今までは積み立ててきたと。それからオータムの場合には、各年度収益の充当配分がされているということですけれども、このオータムがずっと平成13年度から17年度まで事業内訳ですか、事業に使われている中で、13、14、15と国際化の推進に係る事業ということで使われております。17年には人口の高齢化、少子化等に係る事業費の中の交付金で 4,410千円使われていますけれども、もちろん当然、これは18年も19年もずっと宝くじがある間は来ると思います。そして、しかも、佐賀県に対してはさっき一般質問で言ったとおり、宝くじの売り上げが佐賀県はふえているという傾向にあるということもいろいろと聞いています。

そういう中で、この17年度に人口の高齢化、少子化に係る事業に使われましたけれども、18年度も初めてこの人口の高齢化、少子化について使用されたけれども、18年、19年もこのようにして考えがあるのかないのか、とにかくそれだけですね、今回初めて17年使われたもので、国際事業から初めて人口の少子化に使われたもので、そういう考えがお持ちなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

今回、今年度初めて地域振興以外の費目にこれを使っていると。来年度以降もこういう考えがあるのかという御質問でございますが、まず最初お話をしておきますけれども、このオータムジャンボとかサマージャンボの――サマージャンボは今回初めてですが、この交付金というのが大体年度の終わり近くになって交付されるものですね。しかし、これらの事業というのは、当初から進めている事業でありまして、既に一般財源を使って事業をしてきた分です。それの後にこういったオータムジャンボ、あるいはサマーが配付されますので、言い方が適当かどうかわかりませんけれども、一般財源で立てかえて支払った分を補うという意味でこういったジャンボの収益金が交付されますので、今まではその部分については地域振興の国際交流の分に充ててきたという形の中で、交付していただきます地域振興協会の方には御報告をしてきたという形をとっているところでございます。

したがいまして、一般財源が使っていた部分について、交付金が来ますので、それに充当したという形の処理をしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

４番水頭喜弘君。

○４番（水頭喜弘君）

わかりました。今回、初めてこの中を見ますと、ある程度の一定の、もし災害とか何かあったときにはということで６億円だけ積み立てて、あとは全部、当分の間、要するにサマーに関してはこういうふうにして取り崩してやっていくということで、５年後にはまた見直しをするということで、この第３号議案の中に掲載されています。

そういう中で、一般質問でも言ったとおり、来年度はまた３千何百万近くここで振り込んでくる予定にされております。また、19年度、これはわからないけれども、19年度もそういう形で多分、18年度は大体来るということで協会の方も言われていますけれども、19年度に関しては、もう一回また話し合いもあると思うんですけれども、これを何とか今市長もこの前答弁をされた、やっぱり人口対策とか少子化、また少子・高齢化に使っていくということで、これじゃなく、財政基盤強化計画の中でそういうことも言われました。そういう中で、何とか各、この前も市町村の中でいろいろ少子化、特にこの前、乳幼児医療の無料化についてはお願いもしたんですけれども、各市町村の中で、何とかこの事例を見ながら、例えば、１歳でも上げていくために何とか使っていくという、そういう継続性はないと市長は言われました。そういう中で、何とか少しでもそこに使っていくというあれはないものか。それは市長が答弁された継続性ということはわかります。そういう中で、何とかここに使っていく、そういうものの気持ちはないのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

水頭議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

水頭議員の御趣旨は、サマージャンボの配分金がことし31,000千円、来年もある程度同等の額が来ると。そういう中で新規の施策に充てられないかというような御趣旨の御質問だったと思います。これにつきましては、水頭議員の一般質問のときに市長申し上げましたように、この財源が未来永劫ずっと30,000千円毎年来るということがわかれば、それはそれとして財源を当てにしながら、新規の施策に充てることができると思いますが、これはまだ今からどうなっていくのかというのが、歳入の方が、収益金がずっと交付されるというのがわからない。それから、もともと水頭議員の御質問にもお答えいたしましたように、このサマージャンボの収益金は、県の振興協会の方で積み立てをして、ある種の各市市町村の建設事業の貸付金として利用していく。鹿島市の場合も、11件ぐらいの貸し付け実績がございます。そういう中では、今後また鹿島市がこういった新たな事業を起こそうとしたときに、起債事業として要望しても、今度は借りられないという部分もございます。そういうところから、財政当局といたしましては、このサマージャンボの収益金の使途につきましては、基本的には建設事業の財源として使うのが適当ではないだろうかということで、予算的には例示され

ております事業に充当をいたしまして、最終的にはそこの一般財源が来ています。そういうところで、今回３月補正では公共施設建設基金の方に積み立てをさせていただいて、後年度の建設事業に使うと、そういう形で処理をさせていただいているところでございます。

○議長（小池幸照君）

４番水頭喜弘君。

○４番（水頭喜弘君）

わかりました。

最後にお願いですけれども、せっかくこういうふうにして継続性はないと思うんですけれども、せっかくこういうことがありますので、有効に、価値的に使っていただきたいことをお願いして、僕の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

６番山口瑞枝君。

○６番（山口瑞枝君）

６番山口瑞枝です。２点だけお尋ねをいたします。

先ほどページ36の基金繰入金のところで説明がございましたように、平成10年度以降、６年連続して財政調整基金の取り崩しを回避できたというふうな評価をされております。それで、本年度は４億円の繰り入れを計上してありましたけれども、これが確定したのは普通交付税が当初見込みよりも増額して確定した。それから、これまでの行政改革努力や歳出削減努力などの結果ということで評価をされておりますので、これは市民の皆さんも今大変厳しい財政状況の中で市は何をやって何をしていただくんだろうかというふうな声も多い中で、こういう努力もされているということでございますので、この行政改革努力、また歳出削減努力というふうなことでは、当局の方ではどのような評価をされて、どういうところに目立った削減の効果を見られたのか、お尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

山口議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

ことしの場合には、市長演告の方でも市長が申し上げておったように、普通交付税の方が16年度と比べまして、臨時財政対策債を含めましたところでは減額にはなっておりますものの、削減率が当初国が示していたよりも緩やかになったということで、最終的な財政の収支見通しの中では相当運営が、収入が楽になったという部分でございます。

それと、議員申されました今までの行政削減努力ですか、これにつきましては、ちょっと簡単に申しますと、基本的には、職員の人員の減でございます。平成15年で７名の削減、それから平成16年で12名の削減というような形で急激に人員の削減をやってきたというのが

大きな要因であります。

率で申しますと、ちょっと済みません、データを持ってまいりますので。

どうも申しわけございません。まず、人数で申しますと、平成15年に５名の削減です。それから、平成16年度中に11名の削減ということでございます。これを平成11年度から鹿島市の場合は財政行政改革大綱を策定いたしまして、ずっと行政改革をやっておりました。そういう中で、平成11年から17年度までに、人数的にいいますと、30人の職員の削減を行っております。それは率にいたしまして 9.9%、約10%の削減を行ったと、これが一番大きい状況でございます。類似団体の目標が、数値がありますけれども、相当鹿島市の場合、類似団体よりも職員数は少ないという結果となっております。

今後も国としましては 4.6%の削減目標を出されて、平成17年から取り組めということになっておりますけれども、鹿島市としては今後も財政基盤強化計画にのっとりまして、国の目標値を上回る 7.3%の目標値を掲げると、そういった不断の削減努力をやっているということでございます。

それから、人件費以外でも、経費の節減、管理経費の見直しをやって経費を落とすとか、そういった努力によりまして、もろもろ申しました今の人件費の部分とか申しまして、あわせまして、平成17年度までに約４億円ぐらいの単年度での削減効果を出しております。これ５年間累計すれば、相当の金額に上るというような努力を行った結果として、基金をここまで取り崩さなくて済んだということになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

６番山口瑞枝君。

○６番（山口瑞枝君）

この行政改革ということで、それぞれ努力をされている結果だということはうかがい知れます。私も評価をしたいと思います。その中で、こういった財政強化基盤計画というのを今後見直しをされながらされていくということで、ただいまありましたように、人員削減というのが一番大きい効果だというふうなことを言われました。しかし、これに伴って、職員の数が減ったからサービスが低下するようであっては、この行政改革にはならないわけですので、そのあたりは十分に当局の方も考えてのこの改革だと思います。これによって、市民の方から、サービスの低下につながってはいないかというふうな声を聞かれたことはありますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島　稔君）

職員数の削減に伴いまして、サービスの低下があるかと、聞いたことがあるかと、今の

ところ聞いたことございません。ただ、職員数が減ってきますと、市役所の仕事というのはどうしても手作業の部分、手でサービスをするという部分がございますので、必ずしもこれがサービスの低下につながらないように、全くそうなるかと言われて、そういった努力はもちろん我々としてもいたしますけれども、よりこれが進んできたときは、その可能性として考えられないということはないのではないかということが一般的には言えると思いますが、最大限、そうならないように努力をしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

６番山口瑞枝君。

○６番（山口瑞枝君）

絶対にサービスが低下したというふうなことにはならない、当然そうだと思いますね。ですから、こういう内部でのいろんな努力をされて、経費削減というようなことにつながるような努力をされておりますので、これはサービスにつながるのではないかというようなところが見えれば、検証しながら、さらに進めていかれると思いますので、これがあくまでもサービス低下になったというふうな声が聞けないような、そういうことで努力をしていただきたいと思っております。

それから、２点目ですけれども、先ほど都市計画費の中で、80ページですけれども、街なみ環境整備事業の中で、辞退されたということが言われましたけれども、この事業自体、ちょっと詳しく御説明をいただいて、何が辞退を、どういう理由でされたのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦　勉君）

お答えいたします。

街なみ環境整備事業の中で、事業の特色として、建物の修景、これは新築とか改築等にも補助が出る制度になっております。一昨年のことでしたけれども、地元の方から予定地区の中で建物を新築をしてみたいというふうに伺いました。直接私の方もその方にお会いして、真相といいますか、御意見の方を聞いてまいったところなんですけれども、当初はぜひ建築を思い立ちたいというふうな御意見でしたけれども、私たちが事業を進めていく中で、どうしても資金的な問題とか、あるいは補助とかの問題で、今回は見送りたいというふうな声でしたので、減額をした次第でございます。

○議長（小池幸照君）

６番山口瑞枝君。

○６番（山口瑞枝君）

今、まちなみ活性化事業ということで浜地区がやっておられますけれども、相当な数の

修復、あるいは建て直しをしたいという家屋をお持ちの方がいらっしゃると思うんですよね。でも、いろんな事業、補助率の問題もあろうかと思いますけれども、今後もそういった問題も出てくると思いますが、補助率というのは、これ以上上がりもしない、下がりもしないというふうな状況があるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦　勉君）

お答えいたします。

補助率につきましては、基本的に国、県、市で８割、これは建物の修理、伝統的な建物ですね、これにつきましては８割、それと伝統的な建物の中で、草ぶき家屋等については９割ということで補助金交付要綱を作成しております。また、伝統的建物じゃないものにつきまして修理を行うと、新しく改築とか、あるいは建て直しをするという場合には、３分の２の4,000千円を限度として補助するということで要綱を作成しているところでございます。

○議長（小池幸照君）

６番山口瑞枝君。

○６番（山口瑞枝君）

伝建指定に向けて、今、いろんな方面で努力をされております。それから、この間も相当な寄附があって、乗田家の修復ですね、もなされているようです。やはりこういう建物は、私たちも伝建のこういう指定を受けるために、私たちもそれでは指定はしませんけれども、やっぱり広範囲に今度なっておりますので、それぞれその建物をお持ちの方、それから、地区の皆さん方がさらなる理解をしていただいて、修改築、あるいはそういうふうなことになれば、皆さんの意見も精査して、問題がないように、そういったまちづくり、改修、改築をやっていただきたいと希望いたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

２番伊東茂君。

○２番（伊東　茂君）

２番伊東です。私もちょっとまちなみ活性の方からまず質問していきたいと思っております。

この資料の80ページのところ、先ほど山口議員の方からも質問がありました。予定していた修復というか、家屋の修景の補助金、これは使わないようになったわけですが、その次の方に書いてある近代化遺産保存事業家屋修景補助金 7,200千円、やはり一番まちなみ保存というか、浜の方で水とまちなみの会とか、ＮＰＯにかわった、そこのあたりでも一番心配するのが、今後こういうふうに補助金がしっかりとつくのかなと。今の計画どおりにやって

いけるのかなというところがやはりあるわけです。今の進捗状況からいけば、伝建に向けてある程度、夏近くまでにそこのあたりが達成できるんじゃないかなと思っております。周りの整備にしても、あそこのトイレと休憩を兼ねた小公園が、今度の花と酒まつりのオープニングのときに落成式を予定していると。地元の人も相当な期待をこれに寄せております。ここのあたりで、せっかくこの予算が、 7,200千円が今回使う機会がなくなってしまったと。今後この補助金、ここのあたりの予定はどのようになっているか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦　勉君）

まず最初に、佐賀県遺産の予算の件でお答えいたしたいと思います。

この事業につきましては、佐賀県が独自に県内の歴史的遺産を修復するということで制定をされております。これは17年度からの事業でありましたが、県の方の選定といいますか、建物の候補に上がっているものの選定会議というのが11月に行われております。最終的にその選定会議の結果で事業をしていいよというふうになったのが11月の末というふうなことで、それから取り組んだ経緯がございます。当然、市の方もそう短期間にこの事業ができるということは不可能に近いということで、県とも十分打ち合わせを行いましたところ、県の方としても、平成17年度につきましては、設計額に対する補助で執行した方がいいのではないかということと、県の方の補助金につきましても、県の制度で次年度に回すというふうな制度で持っていきたいということで、そこの整合を図ったために、本来なら、事業の繰り越し等の検討も県の方でいたしたんですけれども、県と歩調を合わせまして、来年度にこの 7,200千円の工事費を予算を設定するということで進めました。

今後の伝建の予算ということと、街なみ環境整備の予算ということでございますけれども、まだ選定にはなっておりませんが、現在、文化庁の方に申請中です。申請書は提出をいたしております。その答申というのは、４月以降になろうかということで文化庁の方から聞いているところでございます。その段階で予算等につきましては伝建地区に指定されますと、交付金というふうなことも、特別交付金が地区に幾らと、これは毎年変動がありますけれども、来るようになっております。そこら辺を加味しながら、新しい修理につきます予算については、財政状況等をあるいは財政課と協議しながら進めてまいりたいと思っているところです。

○議長（小池幸照君）

２番伊東茂君。

○２番（伊東　茂君）

ありがとうございます。非常に詳しく説明をいただきまして、ありがとうございます。私もその県の21世紀に残したい佐賀県遺産、この事業もちょっとお聞きをしたかったと思うん

ですが、今の御説明の中で、昨年の11月の末に選考というか、選定の会議を行って、11月末からの自主的なそれをスタートというか、計画を移していくというふうな御説明だったと思いますが、今まではワーキンググループをつくって、浜の水とまちなみの会、あと市のまちなみ活性化を初め、生涯学習課とかそこのあたりでやってきました。しかし、私たちというか、多分市長もそうだと思いますが、この酒蔵通りというのは、非常に鹿島が誇る今後の観光の拠点にもなり得るところじゃないかなと思うんですよ。ということは、鹿島がそういうふうにできるとなると、やはり県にとってもすばらしい佐賀県の中でこの重伝建の地区に認定をされ、そしてこの古いまちなみというのを観光資源の一つと考えていけるはずだと私は思っております。そう考えると、今後、県も含めて、県の方からも担当者に出てきていただいて、一緒にこういうふうな事業の進め方を協議すべきではないかと思いますが、そこのあたり、要請等はしていただけるんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦　勉君）

県との連携ということでございますけれども、一つはまちなみ活性化の事業としまして、県の文化課ですね、それといろんなまちづくりについては、県のまちづくり推進課等と協議をやっております。地元に直接赴いてということは、ちょっと今年度は地元のまちづくりの話し合いの中には、今年度来ていただいたことはございません。ただ、密接に現在、打ち合わせを行っております。

もう一つは、これは来年度のことになりますが、県の方で美しい佐賀県づくりという事業をされております。これは浜地区の方も指定だけは受けております。今年度、門前商店街の方でそういう地元のワークショップといいますか、そういう会合をされておりますので、ぜひ浜の方でも来年度はその事業で、できればそういうまちづくりについてのいろんな計画を議論していきたいというふうに考えているところです。

○議長（小池幸照君）

２番伊東茂君。

○２番（伊東　茂君）

ありがとうございます。県の方も今までそういうふうな、たびたびというか、来ていただいているのは私も知っておりました。ただ、やはり共同作業といいますか、そういうふうな面も含めて、やはり県と一体になって進めていきたいという気持ちもございますので、そこのあたりも今後美しい佐賀県づくり、それを加えた地元のまちなみ保存、それから文化的な面、そういうふうなのを進めていただきたいなと思っております。

続けてもう一件、その浜地区に関することでございますが、直接今回のこの補正の項には別段上がっておりませんが、今そういうふうに浜の酒蔵通りを初め、まちなみ保存の方が

進んでいる中で、一方で 207号線沿い、これも道路の歩道といいますか、そこの工事が今なされております。ちょうど以前、魔のカーブと呼んでいたところですね、ここです。これは予定どおりにこれも整備をされていただいておりますが、非常に今、以前も私は一般質問かなんかのときに、この議会でお願いをしたと思いますが、バイパスができたにもかかわらず、また物すごい量の大型車がこの 207号線を通っていると。それで今回、小学校、中学校、浜小学校、東部中のＰＴＡから要望が出てまいりました。何とかこの道路を、これだけバイパスができて便利になったのに、なぜこんなに大型車がいつもいつも通るのかと。そしてあそこはスクールゾーンという場所でもありますから、非常に危険であると。何とか大型車の通行の規制とは言いませんが、立て看板ぐらいをつけていただけないだろうかと。浜の方に入ってくるあそこのガソリンスタンドの入り口のところと反対側の鹿島の小舟津付近の方から、そういうふうな規制の看板ができないものかという要望が来ております。これは浜の区長会にも御相談をいたしまして、浜の区長会もその方向で進めて、市の方も進めていただければなというお話をいただいております。これについて、どういうふうに進めていただけるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川　宏君）

現国道 207号への大型車等の通行の規制をということだと思いますが、この通行の規制となると、なかなか難しいと実際考えます。ですが、一応警察とか土木事務所には相談をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

２番伊東茂君。

○２番（伊東　茂君）

当然、警察の方にも私は言っております。それで要望等も出しております。交通の規制というよりも、保護者の方は、もちろん保護者の方もＰＴＡの方々も交通規制というのはなかなか難しいだろうと。今でもこれは 207号、国道ですから、厳しいだろうと。しかし、そういうふうな立て看板に、一言スクールゾーンであること、それと、非常に危険であるということ、スピードを落としていただきたい、その旨だけでも看板をつけていただけないだろうかということですので、もちろん、今、中川課長がおっしゃったように、土木課と警察の方には進めていただきたいと思いますし、私もそれは自分も動いていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。１番徳村博紀君。

○１番（徳村博紀君）

１番徳村です。私からは２点質問をさせていただきます。

まず、第１点目は、62ページの予防接種ワクチン代というところで、ちょっと予防接種に絡んで質問させていただきたいと思います。

麻疹と風疹の予防接種の方法が、18年度、ことしの４月１日から変更になります。新しく実施される混合ワクチンは、単独ワクチンを今まで受けた子供たちは受けられないということになっています。麻疹と風疹のおのおのの単独ワクチンを、例えば、麻疹の単独ワクチンを受けていれば、次は風疹の単独ワクチンを受けなければならないということになっておりますが、これはどちらか片方しか受けていない場合、残りの単独ワクチンの費用を公費負担するようにということで、これは厚生省の方から各自治体に、公費で負担するようにというような要請があっているというふうに私は認識しておりますが、当初は18年の４月以降は、満２歳以降の幼児は有料となるということで市報に載せておられました。この件について、まず厚生労働省からは公費負担ということで通知があっていると、要請があっているということですが、当市は公費で負担はしないということなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

麻疹、風疹の件についてお答えいたします。

現行は麻疹が１歳から７歳６カ月未満の人が１回接種、それから、風疹が同じく１歳から７歳６カ月未満の人で１回接種となっております。それが今回、平成18年４月１日施行で１期、２期という形になりまして、１歳から２歳未満の人、２期は次年度、小学校に入学する人が対象になるということになっております。

そういう中で、質問の今度の法改正によって、任意接種の人はどうなるかということでありますけど、厚生労働省からも一応この方たちについては配慮をするように指導があっているところです。そういうことで、鹿島市といたしましては、法改正による影響を受ける１歳代の経過措置については、平成18年度予算化いたしておりまして、法に基づく予防接種と同等の取り扱いをするようにいたしております。

○議長（小池幸照君）

１番徳村博紀君。

○１番（徳村博紀君）

これに該当する乳幼児というのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

対象者については、ちょっと今手持ち資料を持ち合わせておりません。

○議長（小池幸照君）

１番徳村博紀君。

○１番（徳村博紀君）

そしたら、課長、後からお願いします。

次に、この接種方法が変わることによって、例えば、健康被害が出た際の救済措置ですね、救済内容には、18年の３月までと18年の４月以降の差が出てきますが、定期接種の場合は、これは予防接種健康被害給付制度というのがありまして、これでカバーされております。４月以降は単独ワクチン、これは任意接種ということになるために、被害は医薬品副作用被害救済制度というものがカバーしていくわけでございますが、これでどのような差が出てくるかといいますと、現在の措置からいいますと、例えば、乳幼児が死亡した場合、これは一時金が約６分の１、そして障害年金、要するに障害が出た場合ですね、は１級でほぼ半額と、こういうふうに救済措置が大きく変わるわけですが、この点についてどのように思われますか。

○議長（小池幸照君）

徳村議員に申し上げます。

今、補正関係の予算をやっておりますので、新年度の分については、新年度予算の方で回答を求めた方がいいと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）いいですか。（「あれば」と呼ぶ者あり）何かありますか。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

先ほども申されましたように、この健康被害につきましては、予防接種健康被害救済制度という制度があります。これにつきましては、市におきまして条例を制定いたしておりますので、被害があった場合はそれに基づいて委員会で協議をして、最終的に県の方に申請して、それに対して医療費や医療手当等が支給されるようになっております。

そのほかには、先ほど議員が申されましたように、民間の保険がありますが、さらには、鹿島市では全国市長会というところに予防接種事故賠償補償保険というものにかたっております。そういう中で、今後の新たな市が行政措置として行う予防接種において、被害があった場合は、この保険において対応していきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

１番徳村博紀君。

○１番（徳村博紀君）

あと１点だけ。４月以降の新制度の救済内容、混合ワクチンの件ですけれども、これは

今までの定期接種と同様ですか。

○議長（小池幸照君）

新年度につきましては、新年度予算の方でお願いをしたいということで申しております。

○１番（徳村博紀君）

いや、これですね、私が何で今ここで質問をしているかといいますと、実質、これは３月までに子供さん、もう一日でも早く受けた方がいいんですよ、実際は、内容として。これが例えば、４月にまたがって遅くなった場合、こういう救済措置がとられないようになってしまうという可能性があるから、早目に、一日でも早く質問したかったんです。そういうことです。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

今回の麻疹、風疹の予防接種法の改正に伴いまして、新年度から接種方法が変わるということで、12月議会で補正予算をしていただいたところです。そういう中で、市といたしましても、今月末までに受診していただくよう、接種についての勧奨をいろんな市報等、また個人通知なりをしながら、勧奨をしてきたところでございます。

○議長（小池幸照君）

１番徳村博紀君。

○１番（徳村博紀君）

先ほど、新年度予算ということで質問してくださいということを言われましたけれども、今回の措置は、一日でも早くということもありますし、また、３月いっぱいにしていただかなければいけないと。これはある意味、子供たちを大事にしなければいけないという制度の中で逆行しているような気がいたしますが、ぜひ乳幼児、小さなお子さんを抱えていらっしゃるところは、今月内にぜひ行動をしていただきたいと。当市は子供たちにとって温かい気持ちで、こういった行政に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。まず、幼稚な質問かわかりませんが、非常に私にとっては真剣な質問ですので、お答えいただきたいと思いますが、今回 105,073千円の減額ですね。昨年度も約２億円ぐらいの黒字を出しているわけですが、この中の 105,073千円の中で、これは当然、県や国の補助事業とかいろんな関係の分もあると思いますが、単純に自主的な財源として見込ま

れておった分がこの中に幾らあるんでしょうか。まずお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

意味のわからんですか。（「はい、ちょっと」と呼ぶ者あり）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私の質問の仕方が悪いかな。何でこれを聞くかといいますと、私は何としても40,000千円のお金が欲しいんですよ。要するに40,000千円のお金。だから、いつも年度当初は、年度当初じゃなくてもそうですが、必要だとわかっているけど、そのお金を経常的につくらんといかんからできないと、このことを何度も何度も同じように聞いてまいりました。じゃどうして経常的に40,000千円をつくろうかということで、私も私なりに素人としていろいろ考えるわけですが、そういうことで今回こういう形で 105,000千円の減額をされているので、私はこれをお尋ねしたんですよね。最終的に17年度の予算がどれくらいの決算の結果が出るかわかりませんが、昨年のように２億円、また努力をされて残されていくのかなんかわかりませんが、そういうことを私はしてもらいたいし、聞きたいので、このことを質問したわけです。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

今度の補正で、予定していた一般財源がどのくらいあったのかというような御趣旨の質問だったと思いますけれども、今回総額で 105,000千円の歳出の削減を行っております。それの大きな要因といたしましては、基本的に基金の繰入金を１億円減額したというのが大きな要因でございます。例年、この時期には歳出の大体の事業の精算あたりで、総事業費といたしましては約１億円ぐらいの事業費が精算で落ちていきます。これは去年もそうでございました。財源的にはほとんどが国とか県の財源で、一般財源で浮くというのはほとんどなかったということでございます。今回、１億円の基金の繰り入れが何で戻せたのかといいますと、もうちょっと９月の時点で申し上げましたように、やはり地方交付税が当初私どもの見積もったよりも相当多く来たということでの最終的にはそういう調整の中でこの繰入金の減額ができたということでございます。そういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

これまでの一連の経過その他から見ると、私は本当にやる気があれば40,000千円の金は出てくるなというのを非常に感じています。と申しますのは、予算をつくる段階では交付税が非常に少なくなって、いろんな面で財源が厳しくなって、予算が組めないとかなんとかいう

わけですね。それから基金から繰り入れんといかんとかね。ところが、先ほどもあったように、交付税が思ったよりよんにゅう来たけんがよかったというような、これはいつもそういう状況ですよ。そういうことを考えますと、冒頭からそういうことでやろうと、やらんばいかんということになれば、私は40,000千円の予算の計上はできると思いますし、本当に子供たちの育成といいますか、鹿島の子供たちをもっともっとふやしていこうという、そういう立場に立てば、私はできる問題だと思っております。答弁は要りません。

次に移りたいと思いますが、79ページで繰出金の公共下水道事業特別会計のところで12,805千円の減額をされていますが、今回、公共下水道料金の値上げがされることになったわけですが、例えば、これをそのまま置いておったら、あそこまでの値上げをしなくてもよかったんじゃないかなという気がしますが、そういうような運用はできなかったんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えしたいと思います。

使用料につきましては、きのうも御説明いたしましたように、浄化センターの維持管理がベースといいますか、そういうふうになっているということを申しました。今回の一般会計の繰入金の減額の中身でございますけれども、浄化センター費につきましては、脱水ケーキ処分費の単価減というようなこと、委託料の減というようなことで 5,564千円を減額補正をお願いしているところでございます。そのほかにも総務管理費におきましては 958千円、それから維持管理費につきましては７千円、建設事業費につきましては 424千円、これは増額でございますが、公債費につきましては 6,700千円の減ということで、合計いたしますと12,805千円の減額補正ということになるわけでございます。

○議長（小池幸照君）

松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

だから、そういうふうにして減額ができたので、それをそっちにそのまま残して回すということはできないか、そういういろんな決まりもあると思いますが、そういう形はとれなかったんですかと、まさに素人の考えですがね。しかし、そういうことでできるなら、やっぱり今の時期にそういう体制をとったにしても、私はやってもらいたかったなと思いますがですね。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

今回の改定につきましては、一つの要件といたしまして、使用料が１立方当たりに平均の 150円をのせないと交付税が来ないというようなことがございましたので、今回はその要因の一つとしてございますので、上げさせていただいたということになります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

交付税が来ないから上げさせてもらいましたはいいですが、私が聞いているのは、そういう今減額しようというお金を、例えば、交付税を別にして、そのままにしておいて、今のような形で値上げをしない、値上げを抑えていくために利用できないのかというのを聞いているんです、今、私が質問したのは。上げさせてもらったのは意味はそれはよかばってん、そういう形での運用ができるのかできないのかというのを聞いたんです。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

使用料を絶対金額として 150円以上にせんぎっと、交付税はやらんぞという話ですので、ちょっとそれとは絡んでこないと思います。

先ほど言いましたのにちょっと補足しますが、今、何でんかんでん上げてという御批判もいただきましたが、この公共下水道料金について言えば、平成６年からずっと据え置いているわけですね。そして国の基準より低かったわけです。それだけ鹿島市は安く提供しておったんです、今まで、10何年間ですね。だから、そのことの評価はぜひ賜りたいと思うんですね。やっぱり低過ぎたからこういう結果になった。だから、ここで最低限、国が指示をしている金額よりちょっとだけ上げさせてくださいということですので、その点も含めて御理解を賜りたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

つまり、国の基準に従わんと、制裁措置があるということですね。交付税が来ないというような制裁措置がね。地方の自主性とかなんとか口では国も言っていますが、全くそうじゃないですね。ますます逆行するのが今の国の政治、本当許せないと思いますが、私が腹かいてもしょうがありませんが、しかし、腹かかんぎどがんしゅうなかような状態が今つくり出されているということ、私はいつも思っておりますが、じゃ次にいきたいと思います。62ページです。

公害対策費の中で、測定器の修繕費が上がっておりますが、市が独自で騒音の測定とかなされているから、測定器がこういう形で上がっていると思いますが、修繕をしなくちゃいけ

ないように非常に利用がされているのかなということで見ていますが、バイパスができた時点からあそこの騒音問題では私も本会議でも取り上げましたし、いろんな形で取り上げてきておりますが、あの時点では基準に達しないから、それなりの対応はもうしないというような結論だったとは思いますが、その後、市としても独自で定期的な調査だとか、もちろん市だけじゃなくて、県もせんといかんと思いますが、そういう取り組みはなされているんでしょうか、どうでしょうか。バイパスに対する騒音問題。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

騒音調査につきましては、今私どもがやっておりますのは、今のバイパスじゃなくて、現国道の 207号線で道の駅、それから北鹿島のある商店さんの前付近ですね、それと住宅地としましては西牟田地区と高津原地区の２回、これは毎年騒音調査をやっております。

議員お尋ねのバイパスの騒音調査については、以前、そういうこともございましたので、一応機械を設置して、騒音の調査をした経緯はありますけれども、毎年やっているということではございません。要望がありましたので、設置をして騒音調査をした経緯はございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

バイパスのところは、依然としてやっぱり厳しい状況にあるのは事実ですよね。いつかも言いましたが、本当は静かになると、朝、車が動き出す時間になりますと、私のところから大分離れていますが、バイパスからは合い中がなくて直通ですから、振動とか音というのは非常にひどいですね。だから、そこ周辺の人、関連する人たちにとっては本当に精神的な障害を起こしてもおかしくないというような状況にあるわけですよね。

私はこれは要求がありましたのでしましたということじゃなくて、やっぱり行政としてそのこと自体、特に地域の人たちのそういう生活に大きく影響する環境の問題ですから、やっぱり定期的に決めてでもできる範囲での騒音調査をして、せっかくこんなして機械もありますし、今回また修理もするということですから、そういうのをぜひ取り組んでいただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えいたします。

前回行ったときの音の数値につきましては、そこの測定場所における騒音の規制値をクリアといいますか、規制値より低かったということで、その後は行っておりません。ただ、

恒常的にと言われますと、そこに職員を張りつけなければならないと。ですから、例えば、規制値以上ではないかといった、そういった苦情があったときには、一応今現在では対応をいたしておるところでございます。ですから、そういった意味で、恒常的にやるというのはなかなか難しいと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

職員ば張りつけんばいかんけんて、当然ですよね。苦情があったらということですが、なかなか言いにくいんですよね。それと、もうあの時点で基準以下だと言われていますから、だから、１カ月に一遍とか、毎日せろと言っているんじゃないですので、やっぱりその辺はある程度行政としても計画を立ててどうなっているかという実態は、私は今後してもらいたいと思います。答弁は要りません。ということです。

もう終わりにしたいと思いますが、本当に一つ一つの問題がすべて今の全く国民を無視している自民党政治の悪政というのがもろに押しつけられてきているというのがありありだと思うんですよね。そういう面では、やっぱり私たちがいかに地元の住民の暮らしを守っていくかという立場に立って、やっぱり毅然として、もう上がするけん、こがんだなんだと言わんで、やっぱり立ち向かっていく必要があると思うんですよね。そうしないと、上が言うけん、仕方なか仕方なかでいきよったら、本当に私たちの生活はめちゃくちゃですよ。

市長、きょう、私はすごくいい言葉を聞いてきました。卒業式であなたのお祝いの言葉の中に「倜儻不羈（てきとうふき）」という言葉を言ってもらいましたが、まさにこれしっかり市長が腹に据えてもらいたいと思います。あなたそれを腹に据えて、新幹線問題の取り組みをされていると思いますが、ほかの行政についても、ここをしっかりと今据えていかんと、本当にこれはもう大変なことになると私は思いながら見ています。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号　平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第５号）については、

これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。55分からいたします。

午後２時41分　休憩

午後２時55分　再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第２　議案第22号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第２．議案第22号　平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、議案第22号　平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

議案書は67ページでございますが、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正につきましては、下水道使用料の増及び経常的経費、建設事業費の確定に伴い、充当財源の増減調整と繰越明許費について補正をお願いするものでございます。

１ページをお願いいたします。

第１条第１項　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,934千円を減額し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ 1,277,895千円といたしております。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、２ページから３ページの「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第２条　地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用をお願いする経費は、４ページの「第２表　繰越明許費」のとおりでございます。

第３条　地方債の変更は、５ページの「第３表　地方債補正」のとおりでございます。

それでは、４ページをお願いいたします。

第２表　繰越明許費につきましては、国、県との協議や工法検討に不測の日数を要したため、年度内完了が見込めないことになりましたので、地方自治法第 213条第１項の規定により、平成18年度に繰り越して使用することをお願いするものでございます。

６ページから７ページの事項別明細書は、説明を省略いたします。

それでは、８ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、２款１項１目．下水道使用料及び２目．土木使用料は、それぞれ説明欄に掲げておりますとおり、現年分で 4,284千円、滞納分で 228千円を、また、行政財産使用料を59千円増額いたしております。

９ページをお願いいたします。

４款１項１目．一般会計繰入金12,805千円の減額は、事業費の確定によるもので、総務管理費は下水道台帳作成委託の減、浄化センター費は使用料の増及び汚泥処分委託の減などが主なものでございます。

10ページをお願いします。

７款１項１目．公共下水道事業債18,700千円の減額は、建設事業費の確定による減と、資本費平準化債を増減調整いたしております。

11ページをお願いいたします。歳出について御説明いたします。

１款１項１目．総務管理費 958千円の減額は、先ほど御説明いたしました下水道台帳作成委託料でございます。

２目．維持管理費は、財源組み替えでございます。

３目．浄化センター費 1,000千円の減は、汚泥処分委託の減によるものでございます。

12ページ、１款２項１目．建設事業費24,976千円の減額は、単独事業の確定に伴うもので、13節．委託料、15節．工事請負費をそれぞれ減額いたしております。

13ページをお願いいたします。

２款１項１目．元金は、説明欄のとおり、財源組み替えでございます。

14ページから15ページに給与明細書、16ページに地方債に関する調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号　平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

日程第３　議案第23号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第３．議案第23号　平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第１号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第23号　平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算の組み替えと歳出では事業費の確定による減額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の１ページをお開きください。

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,145千円といたすものでございます。

詳細につきましては、事項別説明書で御説明を申し上げます。

２ページから５ページまでは省略をいたします。

６ページをお開きください。

歳入でございますが、１款１項１目．不動産売払収入は、谷田工場団地の売却予定がございませんので、11,026千円を減額するものでございます。

７ページをお開きください。

２款１項１目．一般会計繰入金は、未売却に伴います財源調整として、一般会計から繰り入れをお願いし、11,011千円を増額するものでございます。

次に、８ページをお開きください。

３款１項１目．繰入金２千円は、平成16年度からの繰り越し分を今回計上するものでございます。

９ページをお開きください。

５款１項１目．使用料９千円は、シルバー人材センターチップ加工作業場の11月から３月までの使用料でございます。

次に、歳出でございます。10ページをお開きください。

１款１項１目．工業用地取得造成分譲費は、事業費の確定に伴う４千円の減額でございます。

次に、11ページをお開きください。

２款１項１目及び２目につきましては、財源内訳の組み替えでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号　平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第１号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

日程第４　議案第24号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第４．議案第24号　平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第24号　平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正は、２月診療分までの療養費、療養給付費等の所要額見込みによりそれぞれ増減調整して予算の補正を行っております。

それでは、補正予算書の１ページをごらんください。

平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 335,788千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,480,654千円といたしております。

補正の内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

８ページをごらんください。

まず、歳入ですが、１款１項．国民健康保険税、１目の一般被保険者国民健康保険税は、当初予算で収納率を94％と見込んで計上いたしておりましたが、現在、厳しい状況もありま

して 5,000千円を減額いたしております。

９ページをごらんください。

３款．国庫支出金、１項．国庫負担金、１目の療養給付費等負担金は、現年度分の 4,407千円増は、見込み、あるいは確定によるもので、療養給付費等について増減調整いたしております。

２目．高額医療費共同事業負担金の 2,103千円減は、拠出金の確定によるものであります。

10ページですが、２項．国庫補助金、１目１節の普通調整交付金は、療養給付費、療養費等の増、２節．特別調整交付金は事業確定に伴うものであります。

11ページをごらんください。

１目．療養給付費交付金、現年度分は 125,022千円増で、退職被保険者の医療費に係る支払基金からの交付金であります。

12ページですけど、１目．高額医療費共同事業負担金は、拠出金の確定によるものであります。

13ページをごらんください。

１目．財政調整交付金は17,423千円の減で、医療分保険税の収納率向上保険事業に伴う交付金であります。

14ページですが、１目．共同事業交付金は10,387千円の追加で、長期入院患者の 700千円を超えた医療費に対し、国保連合会から交付されるものであります。

15ページをごらんください。

１目．基金繰入金は 1,738千円を繰り入れております。

次に、16ページですけど、１目の一般会計繰入金の48,573千円減は、国保財政支援対策、乳幼児医療費助成関連の繰入金であります。

17ページをごらんください。

10款．諸収入、１項．延滞金・加算金及び過料は35千円の増、18ページの預金利子は49千円の減であります。

19ページをごらんください。

３項．雑入、１目、２目の第三者納付金は交通事故関係で、一般は 1,591千円の減、退職は 1,844千円を増額いたしております。

20ページをごらんください。

次に、歳出ですが、１款．総務費、１目．一般管理費は、見込みによる増減調整をいたしております。

21ページをごらんください。

１目．賦課徴収費は、収納嘱託員の報酬の増、納税組合報償金の確定による減であります。

22ページですが、１目．一般被保険者療養給付費から５目の審査支払手数料までは、見込

みにより増額をいたしております。

23ページをごらんください。

１目．一般被保険者高額療養費は、見込みにより 9,324千円を追加いたしております。

２目は、財源の組み替えでございます。

24ページをごらんください。

出産育児一時金でございますが、出生者数の減に伴って 6,000千円を減額いたしております。

25ページをごらんください。

１目の葬祭費ですけど、 225千円を追加いたしております。

26ページの老人保健医療費拠出金、27ページの１目．介護納付金は、財源の組み替えをいたしております。

28ページをごらんください。

５款１項．共同事業拠出金、１目．高額医療費拠出金は、事業の確定に伴い 8,974千円を減額いたしております。

29ページをごらんください。

１項．保健施設費、３目の保健推進費は、健康優良家庭表彰の不用額でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

非常に簡単ですが、26ページの老人保健拠出金が国庫補助支出金からすべて一般財源に移り変わったその理由を説明してください。

○議長（小池幸照君）

しばらくお待ちください。

暫時休憩します。

午後３時14分　休憩

午後３時15分　再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

どうも失礼しました。

老人保健につきましては、平成14年度に老人保健法が開設され、平成14年９月の時点では、交付金が70％、それから公費及び、要するに国県市が30％という負担割合でありましたけど、

これが毎年４％ずつ交付金が下がって、公費が４％逆に上がるというような見直しがあっております。そういうことで、今年度に限りましては、当初36％で組んでおりましたけど、これが昨年の17年10月に改正されますので、率が１年の半分が36％ということで、全体の36％を見ていたということで、その率が変わったことによって公費負担分が減となったために、今回補正減をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

法が改正されたというところまではわかりますが、あとは全く私にはわかりません。特に、パーセントの違いが幾つかあったとしても、丸々こういう形になっているということですので、余計わからんわけですよね。ここでわかるまで、皆さんおわかりかどうかわかりませんが、結局、要するに国の支出基準が変わったというふうに結論はなるんでしょうけど、しかし、それにしましても、言うてみたら、そのままごそっと変わっているというところが余計わかりませんので、もう少し説明ができればお願いします。（「議長、暫時休憩をちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

そのまま暫時休憩します。

午後３時19分　休憩

午後３時29分　再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、当局の答弁を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問に再度お答えをいたしたいと思います。

担当課長の方が率をずっと申しておりましたですけど、これは先ほど当初課長が申しましたのは、当初予算のときにどういった形でことしの財源を見積もるかという、予算をつくるときの率を一応36％程度ということで目安として使っておるということでございます。

そういうことですので、基本的には、老人保健医療拠出金につきましての国庫支出金につきましては、当初予算で 234,000千円ございました。それが結果的に今回 209,000千円ということで25,000千円の減額になっておりますけれども、これはあくまでも、当初予算で見積もるときに率をちょっと私どもの方で使っている率よりも、過去の国の精算といたしましては過去の３年分あたりの率を使っていきますので、誤差が出てきているということでの今回の変更でございます。ですから、これはまた来年、18年になれば、この率がまたずっと変わっていきますので、またふえたり減ったりするというような形での精算ということで御理解をいただきたいと思います。（「要するに、国県支出金をよんにゅう見積もっておったとい

うこと」と呼ぶ者あり）

国庫支出金をですね。ですから、当初予算では25,000千円、実際の精算分よりも多く見積もっておったのを、今回精算で国庫支出金の確定分に数字を合わせているというための減額ということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それじゃ、ここに国庫支出金のところに、これだけじゃなくて、出てこんばらん数字のあるとやなかですかね。出てこんわけですか。これがすべてじゃなかわけでしょう、最初見積もったとのすべてじゃなかわけでしょう。当初予算、さっき言われたのは……。（発言する者あり）それじゃもう……。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

ちょっと説明を補足いたしますけれども、まず、歳出の補正前の額、補正後の額、これかわりないですね。支出額そのものは全然変わらんわけですよね。ですから、歳出額が変わらんわけですから、国県支出金は当初財政課長が言っておりましたように、２億 3,000相当見ておりましたけれども、そのうちの25,476千円が減額になると。その分を一般財源で補充をするから、したがって、補正額はゼロになるわけです。一部の財源の組みかえというふうに理解をしてください。総額は前の補正前の予算書を見ていただきますと、そこに上がっておりますから、その分からこの分を減額すれば、一般の国庫補助金の額になるということです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ここは、それじゃ補正の分だけしか上げよらんですかね。ごめんなさい。わかりました。いいです。理解をしました。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号　平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

日程第５　議案第25号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第５．議案第25号　平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第３号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第25号　平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正は、２月診療分までの所要額の見込みにより、それぞれ増減調整して予算の補正をいたしております。

それでは、補正予算書の１ページをごらんください。

平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第３号）。

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,434千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,933,638千円とするものであります。

補正の内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。７ページをごらんください。

まず、歳入です。１款１項．支払基金交付金、１目．医療費交付金、現年度分は51,980千円増で、診療費の増、高額医療費の減。

２目．審査支払手数料交付金、現年度分は 705千円の減でございます。

８ページをごらんください。

２款．国庫支出金、１目．医療費負担金、現年度分は24,451千円増で、診療費の増、高額医療費の減であります。

９ページですが、２項．国庫補助金、１目．事務費補助金は 713千円で、老人医療適正化対策事業費の増であります。

10ページをごらんください。

１目．県負担金、現年度分は 6,113千円増で診療費の増、高額医療費の減であります。

11ページですが、１目．一般会計繰入金は 5,382千円を増額いたしております。診療費の

増と高額医療費、事務費の減であります。

12ページをごらんください。

６款．諸収入、１目．第三者納付金は 4,500千円を追加し、 6,500千円といたしております。繰り越し分で 4,000千円、現年度分 500千円を増額いたしております。

13ページをごらんください。

次に、歳出ですが、１目．一般管理費は 159千円の減で、共同電算処理手数料、医療費通知事務手数料等の見込みによるものであります。

14ページをごらんください。

２款１項．医療諸費、１目．医療給付費95,707千円の追加は、診療費、訪問看護療養費の見込みによる増。

３目．審査支払手数料は 705千円減で、支払基金、国保連合会委託の見込みによる減であります。

４目．高額医療費は 2,558千円減し、28,874千円といたしております。

15ページですが、３款．諸支出金、１目の償還金の 149千円増は、平成16年度老人医療費適正化事業の精算に伴う償還金であります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号　平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第３号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり可決されました。

日程第６　議案第26号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第６．議案第26号　平成17年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第２号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第26号　平成17年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第２号）について、御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

１ページをお開き願います。

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,962千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,024,207千円とするものでございます。

内容につきましては、４ページ以降の事項別明細書のとおりでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号　平成17年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第２号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第26号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明11日から12日までの２日間は休会とし、次の会議は13日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時41分　散会